日南町スポーツ協会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、日南町スポーツ協会という。

第2条 本会の事務所は、会長指定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、本町のスポーツを振興して町民の心身の向上と融和、団結、明朗、愛郷の精神を養う。

第4条 本会の目的を達成するため下記の事業を行う。

- ① スポーツに関する指導奨励及び後援
- ② スポーツに関する講習会及び各種事業の実施
- ③ 各種大会の目的達成に必要な事項

第3章 組織及び役員

第5条 本会は全町民を以て会員とする。

第6条 本会に次の支部をおく。

多里支部、大宮支部、石見支部、山上支部、福栄支部、阿毘縁支部、日野上支部

第7条 本会に次の部をおく。

陸上部、野球部、ソフトテニス部、バレーボール部、柔剣道部、卓球部、スキー部、 バドミントン部、グラウンドゴルフ部、ゴルフ部

第8条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長3名、各部ごとに部長1名、副部長1名、部幹事1名、監事2名、 支部長7名、学校代表若干名、幹事(本部)若干名、郡体協代議員1名、郡体協理事1 名

- 第9条 本会に顧問をおくことができる。
- 第10条 本会の役員は次のとおり選出する。
 - ①会長、副会長、監事は総会において選出する。
 - ②部長、副部長、部幹事は各部会で選出する。
 - ③支部長は各支部で選出する。
 - ④幹事(本部)、学校代表者、郡体協代議員、郡体協理事は会長が委嘱する。
 - ⑤顧問は役員総会において推薦する。
- 第11条 本会役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員による役員の任期 は前任者の残任期間とする。役員の任期が満了しても後任者就任まではその任 務に従う。
- 第12条 役員の任務を次のとおり定める。
 - ①会長は会務を総括し、会を代表する。
 - ②副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
 - ③部長は各部の事業実施にあたる。

- ④副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代行する。
- ⑤部幹事は部長の指示により、部の会計庶務にあたる。
- ⑥監事は年1回会計監査にあたる。
- ⑦支部長は各支部の事業実施にあたり、支部を代表して本会との連絡にあたる。
- ⑧幹事(本部)は会長の指示により会計、庶務にあたる。

第4章 会議

- 第13条 本会の会議は役員総会及び専門委員会、部会とする。
 - ①役員総会は本部役員、各支部役員、スポーツ推進委員を以て組織し、総会にか える。
 - 注 1 本部役員 会長、副会長、各部長、各副部長、各部幹事、監事、幹事(本部) 学校代表、郡体協代議員、郡体協理事
 - 注2 支部役員-支部長、副支部長、各部長、幹事
 - ②専門委員会は会長、副会長、部長、郡体協理事、幹事(本部)を以て組織する。 なお、必要に応じて他の役員の出席を求めることができる。
 - ③部会は部長、部幹事、支部部長を以て組織する。
- 第14条 役員総会は年1回とし、会長がこれを招集し、専門委員会、部会において決定した事項の承認、その他重要事項の議決にあたる。
- 第15条 専門委員会は、会長がこれを招集し、予算、決算、会則の改廃、事業計画立案、総 会の運営等について審議する。
- 第16条 会議の議長は会長がこれにあたる。
- 第17条 議事は出席者の過半数の賛成者を以て決定する。なお、賛否同数の場合は議長 これを決定する。
- 第18条 顧問は会議に出席し、意見を述べることができるものとする。

第5章 会計

- 第19条 本会の経費は補助金、寄付金、事業収入を以てこれにあてる。
- 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第21条 本会に次の帳簿をおく。

会則、役員名簿、文書綴り、会議録、選手記録簿、備品台帳

附 則 昭和57年 5月21日、一部改正

昭和58年 5月11日、一部改正

昭和60年 4月23日、一部改正

平成 6年 4月18日、一部改正

平成 8年 5月16日、一部改正

平成10年 4月22日、一部改正

平成12年 4月26日、一部改正

平成16年 4月 9日、一部改正

平成20年 4月28日、一部改正

平成24年 4月13日、一部改正

平成27年 4月14日、一部改正

令和 4年 4月26日、一部改正

令和 5年 5月29日、一部改正